

2026 年 10 月 9 日

関 係 各 位

広島大学附属中・高等学校長

小野 章 （公印省略）

教諭の公募について（依頼）

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度本校では、下記の要領で教諭を公募することとなりました。

つきましては、関係者各位へ周知いただくとともに、適任者の推薦及び応募について
よろしくお取り計らい願います。

敬具

- | | |
|------------|--|
| 1. 所 属 | 国立大学法人 広島大学 附属中学校 |
| 2. 勤 務 地 | 広島大学附属中学校 広島県広島市南区翠一丁目 1 番 1 号
その他大学が定める就業場所 |
| 3. 職 名・人 員 | 教諭 2 名 |
| 4. 採用予定年月日 | 2027 年 4 月 1 日 |
| 5. 任 期 | 任期の定めなし |
| 6. 担 当 科 目 | 中学校・高等学校 国語
その他大学が定める業務を担当いただく場合があります。 |
| 7. 応 募 資 格 | (1) 中学校教諭専修免許状（国語）及び高等学校教諭専修免許状（国語）を有する者
(2) 常勤教員として中学校もしくは高等学校での勤務経験がある者
ただし、広島大学附属学校園に人事交流により在職中の者を除く
(3) 特定性犯罪前科がないこと |
| 8. 応 募 書 類 | (1) 履歴書（別添様式による）
(2) 最終学歴証明書（卒業・修了証書の写しも可）もしくは修了見込み証明書
(3) 教員免許状の写し
免許更新を済ませた方は、免許更新講習修了確認証明書（写し）も提出してください。
(4) 教育・研究にかかわる実績一覧（含む、校内研修等での公開授 |

業，競技会や展覧会，演奏会への出場及び出品等の記録。レポート及び論文は抜刷もしくはコピーを5点まで添付のこと）

(5) 誓約書（別添様式による）

(6) 一次選考結果通知用として，110円切手を貼付した宛名記名封筒を同封してください。

9. 応募期限

2026年11月9日（月）（必着）

10. 応募書類送付先

〒734-0005 広島県広島市南区翠一丁目1番1号

広島大学附属中・高等学校 校長 小野 章

※封筒の表に「国語科教諭応募書類在中」と朱書し，書留郵便で送付してください。

11. 選考方法

〔一次選考〕 応募書類による書類選考

〔二次選考〕 面接（日時は別に連絡します）

※三次選考を行うことがあります。

広島大学は，男女共同参画を推進しています。本学は，「男女共同参画社会基本法」の趣旨に則り，業績（研究業績，教育業績，社会貢献等）及び人物の評価において同等と認められた場合は女性を採用します。

12. 勤務形態

1年単位の変形労働時間制によります。（1年間の総労働時間を定め，学校園ごとに行事等の多寡に応じて，日々の勤務時間を割振っています。）

業務上の必要がある場合には，休日・時間外労働を命ずることがあります。

本学は，広島県内に5地区10校園の附属学校園を有しており，一定期間以上同一校園に勤務した者を対象に，附属学校園間での人事異動を実施しています。

13. 給与等

(1) 採用になった方には，月給制が適用されます。

（広島大学職員給与規則に基づき，学歴・職歴等に応じて給与額が決定されます。（公立学校から引き続き採用される場合も，公立学校在職時の給与額が引き継がれるものではありません。））

(2) 文部科学省共済組合（健康保険，厚生年金），雇用保険，労災保険に加入します。

(3) 採用となった方には，本学の規則に基づき，採用に伴う旅費を支給できる場合がありますのでお問い合わせください。

14. 募集者名

国立大学法人広島大学

15. 特記事項

(1) 本業務へ従事するに当たっては，令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69

号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

- (2) 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

- (3) このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

16. その他

- (1) 試用期間：あり(1年) (広島大学職員就業規則)

- (2) 定年：満65歳 (広島大学職員就業規則)

ただし、次表の左欄の期間については、右欄の年齢を定年とする

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

- (3) 応募書類により取得する個人情報、採用者の選考及び採用後の人事・給与・福祉関係に必要な手続きに利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

なお、採用に至らなかった方の応募書類は、該当採用選考業務終了後、適切な方法にて破棄いたします。

- (4) 採用面接に係る交通費は支給されません。

- (5) 広島大学は、キャンパス内全面禁煙となっています。

17. 問い合わせ先

広島大学附属中・高等学校 教頭(副校長)赤松 猛

TEL：082-251-0192(代表) FAX：082-252-0725

E-mail：akamatsu@hiroshima-u.ac.jp

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。